

間接侵害等に係る関係団体ヒアリング意見概要

平成 24 年 11 月 16 日

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会においては、平成 24 年 8 月 29 日（第 3 回）及び 9 月 4 日（第 4 回）の 2 回に分けて、関係団体より、司法救済ワーキングチームより報告された『間接侵害』等に関する考え方の整理（平成 24 年 1 月 12 日。以下「考え方の整理」という。）について、ヒアリングを行った。

当該ヒアリングの際に示された関係団体からの意見の概要は、以下のとおりである。

なお、以下の意見概要は、基本的に実際の発表順に記載している。また、< >内の団体名は略称であり、正式名称は本資料の末尾に記載している。

I. 総論

1. 間接侵害に係る立法措置の必要性について

【積極的な意見】

- 物理的に著作物の利用行為を行っていない者が著作権侵害の帰責主体となる場合の類型を明確化し、製品・サービスを提供する事業者の予見可能性を高めるという観点から、間接侵害に関する規定を設けることに賛成である。 <知財協>
- 法律である以上は規範的解釈がなされる部分は残るとしても、立法による判断基準が示されれば、多くの判例や裁判例が乱立している現状よりも解釈の統一化は促進され、さらなる予測可能性の向上が期待できる。 <JEITA>

【条件付き賛成意見】

- 幫助行為が差止請求の対象となることを認め、かつ、直接侵害の領域をあまり狭めない理論的担保がなされれば、賛成である。 <書協・雑協>
- 基本的には反対であるが、①直接侵害の範囲を縮小・整理すること、②実質的に私的複製に当たるような「公正利用」を著作権侵害としないこと、③間接侵害規定の要件を明確かつ具体的に規定することの 3 点を満たせば、賛成の余地がある。 <MiAU>

【消極的な意見】

- 間接行為者に対する差止請求については、第 112 条第 1 項の解釈論によって対処することも可能であり、立法措置が必要不可欠とまではいえない。 <JASRAC>

- 民法でも間接侵害に関する規定はなくても不法行為に基づく差止請求を肯定する学説があること、また、第 112 条第 1 項の解釈論としても間接侵害を含まないとする理由はないことから、著作権法において間接侵害に関する立法措置をとる必要はない。
 <JVA>
- ①これまでの判例で示された規範と間接侵害規定の要件とに齟齬が生じ、結果、著作権法が非常に複雑になってしまうこと、②間接侵害規定を置くことにより、当該規定の要件該当性を「曲解」されてしまい、結果として正規ビジネスが脅かされるおそれがあることから、すぐに立法措置が必要だとは考えていない。 <ACCS>
- ①最高裁が直接行為主体を弾力的に認定するという立場を示していると考えられること、②これまで、一部の判例を除き、間接侵害の規定がないために侵害や差止めが否定されたことはないこと等から、立法措置については慎重である。 <NHK・民放連>
- 間接侵害も第 112 条第 1 項の対象となり得ることを文化審議会報告書等で公表し、具体的な判断は司法に委ねるのが妥当ではないか。 <JVA、同旨 ACCS>

2. 従前の判例との関係について

【これまでの判例を積極的に評価する意見】

- 直接侵害として解決すべき領域の広さについては、最近の最高裁判決を始めとする裁判例の蓄積により、十分に予測可能な状態に至っており、また、直接行為者該当性の判断に関して裁判所が従来採用してきた判断枠組みは、「法概念の規範的解釈として、一般的な法解釈の一つ」であって、普遍性の高いものである。 <JASRAC、同旨 NHK・民放連>
- 直接行為者該当性の判断について、裁判所が紛争の適切な解決を目指してこれまで考案してきた判断枠組みの維持ということが最も重要。（当該判断枠組みの維持という）手当てをしないままに差止請求の対象となる間接行為者の類型だけを規定すると、これまで直接行為者の領域で解決されていた事案の処理に混乱や影響が生じてしまう。
 <JASRAC、同旨レコ協、NHK・民放連>

【立法によるルール作りをすべきとする意見】

- 間接侵害についての議論が始められた経緯として、間接侵害に対する権利保護ということもさることながら、直接侵害の主体の認定が広く解されすぎているのではないかと
いう問題意識があったという点を意識した議論をお願いしたい。 <知財協>

- 考え方の整理に沿った立法化がなされることにより、差止請求の対象となる間接行為者の外延が明確化され、その結果として、「擬制的でない正しい直接行為主体の認定」が行われることを期待する。 <JEITA>

II 各論

1. いわゆる従属説について

【従属説に賛成する意見】

- 適法行為を助長ないし容易化等する行為を違法な侵害行為とすることは適切ではないと考えるため、従属説の考え方に賛成である。特に、新たな製品・サービスの開発を阻害しないために、「ユーザーの利用が適法な私的使用にとどまる限りにおいては事業者も著作権侵害の責めを負わない」という整理にしていきたい。
<知財協、同旨 JEITA>

【従属説に慎重な意見】

- 従属性については諸説あり、一定の方向性を出すことは慎重であるべきである。また、従属説を採っても直接侵害を広く認めるならば従属説と独立説との差異はなくなる。このため、あえて従属説か独立説かどちらか一方によることを決めて立法化する必要はない。 <JVA>

2. いわゆる3類型について

【総論】（3類型全般に対する意見）

- ①特許権等と異なり権利発生の有無の判断が困難であることや、権利制限規定との関係で運用が困難であること、②3類型の文言の不明確さゆえに要件該当性判断が困難であることが懸念される（何をもち「専ら侵害の用に供される」（i）や「侵害発生を積極的に誘引する態様」（iii）と解釈されるのか等が不明である）。<知財協>
- 法制小委での議論により、類型中の表現（例えば、「侵害発生を知り、又は知るべきでありながら」（ii）や、「侵害発生防止のための合理的措置」（ii）など）について意見交換や確認がなされ、可能な限り明確化が図られることを望む。 <JEITA>
- 試案の3類型自体、裁判例の積み重ねによらなければ内容が明確にならないのではないか。 <JVA>

- 試案中の「実質的危険性」(ii)、「合理的措置」(ii)、「積極的に誘引する態様」(iii)等の解釈も一様ではないから、侵害の有無についての予測可能性を高めるという効果は期待できない。 <NHK・民放連>
- (ii) 及び (iii) の要件は多くの曖昧な点を残しており、また、新たな予見可能性の欠如を招くことになりうる。間接侵害の要件は、直接侵害への明示的な寄与があり、因果関係が明確な場合に限定すべきである。 <MiAU>
- 差止請求の対象となる行為が詳細に規定された場合、将来的に起こりうる間接侵害的行為が差止請求の対象から除外されてしまうことを含め、結果として差止請求の対象となる行為を狭める結果とならないか懸念している。 <ACCS>

【類型(ii)に対する意見】

- 「知るべきでありながら」(ii) という要件が、事業者に対して監視義務や放置しないための措置をとる義務を課すことまで想定しているとすると、事業者にとって過度な義務や負担が増え、望ましくないと考える。 <知財協>
- 「侵害発生の実質的危険性」(ii) について、どのような様態であれば「侵害発生の実質的危険性を有する」と判断されるのか不透明である。 <MiAU>
- 「侵害発生防止のための合理的措置」(ii) について、どのようなものが合理的措置とされるのか不明である。また、(求められる) 合理的措置がエスカレートし、ある種の監視義務を課すようになってしまわないかと危惧している。 <MiAU>
- コミックマーケットといった同人誌の即売会では、参加者による「パロディ」作品の提供が常態化しており、試案の(ii)に該当し、即売会の運営者が間接侵害に問われ、差止請求の対象となり得るが、パロディ作品を含む「同人」は、文化の発展や多様性を支える側面もあり、一意に違法化すべきではない。 <MiAU>

3. その他

- 従属説を採用する立場に立つと、第30条についても検討の必要性は認められるものの、二つの大論点を同時に検討すれば議論は錯綜し長期化は避けられないため、まずは間接侵害の結論を得た上で、その後に第30条について議論いただきたい。 <JEITA>

- 仮に（従属説を前提に）間接侵害について立法化するのであれば、第30条第1項柱書の「その使用する者が複製することができる」については、使用者の手足となる者も含むように範囲を拡張し、同項第1号（公衆用自動複製機器）については、削除又は範囲を縮小することで、間接侵害の範囲を過度に広げないようにするべきである。

<MiAU>
- 同一店内に複製機器と裁断済みの本が置かれ、利用者が書籍を選んで自らスキャンしたデータを持ちかえるという業態が、第30条及び附則第5条の2によって許されるということは、著作権法の目的にかなうか疑問である。仮に（従属説を前提に）間接侵害について立法化するのであれば、こうした業態が適法とならないよう、必要な見直しを行うべきである。 <書協・雑協>
- クラウドサービスやメディア変換サービスのうち一定の範囲については社会的ニーズが高く、また、権利者の利益を損なう可能性は低いと考えられることから、（これらのサービスが権利侵害とならないよう）今般の間接侵害の立法化の審議の中で整理するか、権利制限規定の創設によって対処するべき。 <JEITA>

Ⅲ リーチサイト等

【リーチサイト等を差止対象とすることに積極的な意見等】

- リーチサイト及びリーチサイトと同様の機能を提供する音楽系アプリに特化した差止請求規定を設けるか、少なくとも、検討している間接侵害に関する規定の対象として欲しい。 <レコ協>
- いわゆるリーチサイトによる被害が深刻化しており、実効的な司法救済を図るべきである。 <JASRAC、同旨ACCS、書協・雑協>
- 無許諾の複製であることが明白なファイルを、その事実を知らずリンクする行為に違法性が問えないとすれば、インターネットにおける侵害対策としては対応しようがないのではないか。 <書協・雑協>
- リーチサイトや侵害コンテンツへのリンクを差し止めることにより、どのような社会的損失がどの程度生じるのかといったことや、権利侵害状態を増幅させている状態を権利者が甘受すべき理由があるのか等について審議し、その結果を文化審議会報告書に記載していただきたい。 <JVA>

【リーチサイト等を差止対象とすることに慎重な見解】

- リーチサイトの定義について、たまたまリンク先に違法サイトがあった場合もだめだという萎縮してしまうので、仮に規定を作るのであれば、配慮いただきたい。
<知財協>

- リーチサイトへの規制はおそらくリンク行為を規制するということになるのではないかと考えられ、ユーザーの通常のインターネット利用に重大な影響を及ぼすことになりかねないため、リーチサイトへの規制には全面的に反対である。 <MiAU>

- リーチサイトと、一般の個人の方のブログにリンクが張られ、そのリンク先が違法である場合との間には、色々な段階があり、線引きは難しいのではないか。
<JASRAC>

ヒアリング団体一覧（発表順）

【法制問題小委員会（第3回）での発表団体】

- 一般社団法人日本音楽著作権協会 <JASRAC>
- 一般社団法人日本レコード協会 <レコ協>
- 一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 <ACCS>
- 社団法人日本書籍出版協会 <書協>
- 社団法人日本雑誌協会 <雑協>
- 日本知的財産協会 <知財協>

【法制問題小委員会（第4回）での発表団体】

- 日本放送協会 <NHK>
- 一般社団法人日本民間放送連盟 <民放連>
- 一般社団法人日本映像ソフト協会 <JVA>
- 一般社団法人電子情報技術産業協会 <JEITA>
- 一般社団法人インターネットユーザー協会<MiAU>

(以 上)